

令和5年度 第3回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和6年2月16日（金曜）午後1時30分から午後3時30分

【場 所】

白山会館1階 芙蓉の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、中村委員、佐藤委員、田部委員、中島委員、高橋委員、石井委員、治委員、
菊地委員、丸山委員、有川委員、柴田委員、渡邊委員

計13名

（欠席委員：熊谷委員、松井委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員
（関係課）

こども政策課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

2名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・・・ p 13
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 19

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、施策審議会にご出席いただきありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。本日の会議につきましても、議事録作戦のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。事前にお配りしたものと、本日の次第、出席者名簿、座席表、【資料1】パブリックコメントの実施結果、【資料2】第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画（案）の修正、【参考資料】第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画（案）をお送りしております。

また、本日机上配布したものと、成果目標【福祉施設の入所者の地域生活への移行】について、差し替え資料として、次第、そのほか「世界自閉症啓発デー」のパンフレットを机上に配布しております。以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員、松井委員から欠席のご連絡をいただいております。15名の委員のうち、13名の方々が出席されており、過半数を超えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは開会にあたりまして、福祉部長の今井よりご挨拶申し上げます。

(今井福祉部長)

皆さん、こんにちは。本日はご多忙の中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また皆様方におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策にさまざまな機会でご協力、ご支援を頂きましたことにつきまして、あらためて感謝申し上げます次第です。

本日の障がい者施策審議会は、今年度3回目となります。今年度は、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定年度ということで、9月の第1回審議会から計画の策定に関するお願いをしてまいりました。活発にご議論いただきまして、貴重なご意見を頂いたことにつきましても、大変ありがとうございます。

本日は、パブリックコメントを通じて市民の皆様から頂いたご意見を踏まえた、計画の最終案をお示しさせていただき、本日の審議をもちまして検討を終了、計画の完成の運びとさせていただきたいと考えております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。福祉部長は公務により、これにて退席させていただきます。

続きまして、新潟市障がい者地域自立支援協議会の海老委員に代わり、新たに当審議会の委員にご就任いただきました渡邊委員より、簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。渡邊委員、お願いいたします。

(渡邊委員)

皆様、こんにちは。新潟市障がい者地域自立支援協議会の会長の渡邊でございます。海老委員の後任という形で、この審議会に携わらせていただきたいと思っております。

私は、西蒲区の社会福祉法人まき福祉会で、地域活動支援センターⅢ型のピースの管理者として勤めております。元々は、特別養護老人ホームの生活相談員、その後は地域包括支援センターの社会福祉士、その後に障がいの計画相談作成業務、また、基幹センター東の相談員を勤めてまいりました。

また、プライベートでは二児の父親で、長男が市内小学校の特別支援学級、知的学級に在籍しています。

長女は生まれつき耳が聞こえないという先天性難聴でございます。血液型A型とA型の親からO型の子どもが生まれるという劣性遺伝の法則で、4分の1の確率で先天性難聴が生まれるというような家庭でございます。人工内耳埋込術が両耳完了しまして、現在、新潟県立よつば学園の幼稚部、年中という形で、言語獲得に一生懸命努めているような状況でございます。

障がい事業はもちろん地域自立支援協議会という立場であり、また高齢障がい者の視点、あとは知的障がい者の親、難聴児の親という視点から、この審議会に携わらせていただきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

3. 議事

(1) パブリックコメントの実施結果について

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長お願いいたします。

(有川会長)

皆様、こんにちは。今年度、これが最後になるんですね。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

計画に関する検討は今日が最後です。

(有川会長)

わかりました。それでは、早速次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。本日の議事は、パブリックコメントの実施結果について、それと第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の素案についてとなっております。会場の使用時間も踏まえて、午後3時30分までには会議を終えたいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでははじめに、議事1、パブリックコメントの実施結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは議事(1)、パブリックコメントの実施結果についてご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1ですが、これはパブリックコメントで市民の皆様から頂いた意見をまとめたものでございます。パブリックコメントの受付期間は、令和5年12月21日から令和6年1月19日までの30日間として実施し、期間中4名の方から合計10件のご意見を頂きました。頂いたご意見と、それを踏まえた市の考え方について説明いたします。

点字資料は2ページをご覧ください。1番の「⑥障がい福祉人材の確保・定着」の記述について。参考資料としてお配りしました計画素案は4ページ、点字資料では18ページの中ほどになりますが、ICTの導入による事務負担の軽減について、特定相談支援、障がい児相談支援における区役所への書類提出をペーパーレスやオンライン化などの形態にできないかということ、また3年前の報酬改定で、ICTの活用が明文化されたことで何が変わり、これからの3年で何が変わるのかというご意見を頂きました。

1点目の、提出書類のペーパーレス化についてですが、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画書等については、当該書類にサービスを利用する方の署名がされた原本を区役所に提出していただく必要があるため、現在紙で提出していただいております。ただちにペーパーレスに移行することは困難ですけれども、利用者の同意の確認方法など、ペーパーレス・オンライン化に向けた課題解消について検討してまいります。

2点目の、報酬改定の内容については、令和3年度では障がい福祉現場の業務効率化の観点から、運営基準や報酬算定上必要となる委員会や会議、または身体的接触を伴わない、

もしくは必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置などを用いた対応が可能となりました。また、令和6年度の改定では、テレワークの取り扱いの明確化などが掲げられております。

続いて、点字資料は4ページ中ほどをご覧ください。2番「⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援」の記述について、計画素案は3ページ、点字資料は16ページ中ほど、また「(5)障がいのある子どもの支援の提供体制の整備」の記述について、計画素案は26ページ、点字資料は89ページ中ほどになりますが、国の示す基本方針に即して、指定都市として難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築についての取り組みの方向性を盛り込んでいただきたい。具体的には、医療的ケア児に対する支援についてのような、個別の障がい種別として、難聴児支援の方向性の記述や、関係機関等による協議の場の設定を指標として盛り込んでいただきたいとのご意見を頂きました。このご意見に対する考え方でございますが、難聴児支援のための中核的機能を有する体制につきましては、もともと都道府県で構築するように国の基本指針ではうたわれており、新潟県では、今年度、令和5年度中に体制の構築を行う予定と聞いております。本市におきましては、県の動きを注視するとともに、県が構築した体制の充実に向けてまずは協力していくこととしていることから、今回の本市の計画には、市としての具体的な記述を記載しないこととしたものでございます。

続きまして、点字資料は7ページ上段をご覧ください。3番「(2)地域生活支援拠点等」の記述について、計画素案は39ページ、点字資料は128ページ半ほどになりますが、ここでは第6期にはない内容なので、利用可能な対象者について明記してほしいというご意見を頂きました。こちらにつきましては、ご意見を踏まえまして、計画案を修正しております。

資料2をご覧ください。資料2の1ページの下段になりますが、地域生活支援拠点等について、利用可能な対象者がわかるよう文言を追加しております。

続きまして、資料1に戻りまして、資料1の2ページ、点字資料は8ページをご覧ください。4番「②共同生活援助(グループホーム)」の記述について、計画素案は39ページ、点字資料は127ページになりますが、グループホームの数が増えることは喜ばしいが、このサービスを提供する事業所が増えるのか、見通しはあるのかとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、市内グループホームの定員数は、令和3年度は806人、令和4年度は894人と、増加傾向になっており、令和5年度につきましても目標を956人としているところ、すでに1,000人を超えている状況で、今後も増加傾向であると見込んでおります。

続きまして、点字資料は9ページ中ほどをご覧ください。5番「②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化」の記述について、計画素案は47ページ、点字資料は147ページ中ほどになりますが、ここでは現行計画の数値目標と比較しまして、3倍ほどに強化されることが現実的に可能なかというご意見を頂きました。このご意見に対しましては、地域の相談支援事業所などに対する指導・助言の指標については、現行計画から設けたものでございますが、計画策定時の見込みに対し、主任相談支援専門員や精神保健福祉士などの専門職を配置し、総合的・専門的な相談支援の充実を図り、運用を開始しました。その結果、令和3年度から5年度までの実績値は、計画値を約3倍ほど上回る結果

となっており、次期計画においてはこれらの実績を踏まえて、あらためて目標値を設定したということでございます。

続いて、6番、7番、8番、10番の意見につきましては、内容が計画案に対する感想のため、説明は省略いたします。

続きまして、点字資料は16ページをご覧ください。最後になりますが、9番「(3) 地域生活支援の充実」の記述について、計画素案は22ページ、点字資料は80ページ、また「(2) 地域生活支援拠点等」の記述について、計画素案は39ページ、点字資料は128ページ中ほどになりますが、地域生活支援拠点のことがよくわからないので、所在地ですか業務内容を知りたい。市のホームページの検索などを自分で調べる方法を教えてほしいというご意見を頂きました。このご意見に対しましては、市のホームページで地域生活支援拠点等の事業内容などを掲載しておりますので、そちらをご案内させていただいております。パブリックコメントの実施結果については以上となります。

最後に、補足させていただきます。本日の審議会での検討をもちまして、計画に関する検討は終了となりますが、このあと県の意見聴取が控えております。今後再検討が必要なものが生じた場合につきましては、会長と事務局に一任させていただければと思っております。以上で説明を終わります。本日もご意見のほどよろしくお願いいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございますでしょうか。特にはございませんでしょうか。

(2) 第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の素案について

(有川会長)

それでは続いて、議事の(2)第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、議事の(2)第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の素案についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。この資料はパブリックコメント以降、事務局において見込量の微修正を行ったものや、先ほどご説明しましたが、パブリックコメントを踏まえた修正についてまとめたものになります。修正箇所につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、本日お配りしました資料、「成果目標【福祉施設の入所者の地域生活への移行】について」をご覧ください。次期計画の成果目標の1つとなっております、福祉施設の入所者の地域生活への移行につきまして説明させていただきます。福祉施設の入所者の地域生活への移行については、指標の1つとしまして、施設入所者数の削減があり、国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減するという目標が示されておりますが、本市においては施設入所の待機者数が年々増加している現状を踏まえ、施設入所者数については削減の目標は設定せずに、639人としている現行計画の目標値を維持する案としております。この目標に対しまして、前回の審議会で、なぜ待機者が多いのか、受け皿となるグループホームをどのように充実させていくのかといったことを整理した上で、国の指針に沿う形で目標を設定するべきではないかのご意見を頂きました。そのため、この目標設定の背景なども含め、あらためて説明をさせていただきます。

初めに、資料のIですが、市では、これまでも施設入所からの地域移行については進めてきており、第1期障がい福祉計画がスタートした平成18年度から令和4年度までの間に、203人が施設入所から地域に移行しておりますが、近年は単年度における移行者数が減少傾向にあります。このことにつきましては、グループホームなどに移行が可能な方は、これまでの期間でほぼ移行しており、現在施設に入所されている方々は、高齢者や強度行動障がいといった手厚い支援が必要とされる方が大半を占め、その結果待機者が増えているものと考えております。

点字資料は2ページをご覧ください。資料のIIのとおり、移行に際し、主な受け入れ先とされているグループホームにつきましては、整備が着実に進み、障がいの支援区分4以上の重度の方の入所者数は、令和元年の105人から、令和4年には184人まで増加しているものの、障がいの程度が最も重い区分6の方や、強度行動障がいのある方の受け入れはなかなか進んでおりません。入所施設待機者が減少しない中、令和2年には家族会からの新たな入所施設整備に関する請願が議会で採択されたことを受け、現在の今期の障がい福祉計画では、施設入所者数を増加させることとなっております。資料のIIIの②に記載してありますとおり、市ではこれまでもグループホームへの重度障がい者の受け入れを進めるため、市単独で重度者支援加算を上乗せするなどの運営費の補助を行ってまいりました。また、運営費の補助のみではなかなか受け入れにつながらないということから、①のとおり

り、相談や緊急時の受け入れ対応などを担う、地域生活支援拠点などを整備したり、強度行動障がい者支援に関する専門的人材の育成にも努めているところでございます。

点字資料は3ページをご覧ください。最後に、IVの次期計画についてということですが、施設入所者の削減という国の方向性を否定するというものではありませんが、待機者数が依然として高止まりしている状況等を考慮し、令和8年度までの向こう3年間の目標としては、現状維持とする案とさせていただいたということでございます。市としましては、今後待機者の方々も含め、施設入所者の地域移行をより促進すべく、先に説明した取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、先日公表されました次年度の報酬改定では、施設入所者の地域移行を推進するため、入所施設などは利用者の意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じることとされました。具体的な運用などはこれから示されると思いますが、施設運営法人や関係機関と連携しながら、地域移行を進めていきたいと考えております。事務局からの説明は、以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、栗川委員。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。ご説明ありがとうございました。今、最後にご説明いただいた入所施設の入所者の削減、あるいは地域移行へ向けて、今度の計画では現状維持ということで、特に地域移行へ向けた削減目標を立てないということについて、前回もご意見を申し上げ、その後も丁寧にメール等でもやり取りをさせていただいて、今日の中で具体的に議論できたらいいということになってきていた経過があったかと思えます。

それで、今のご説明を伺うと、とりあえずしょうがないのかなという感じはするのですが、ただやはり、例えば昨年国連の障害者権利委員会からの日本政府への勧告も含め、日本の分離型の障がい児教育のあり方と、施設入所者がとにかく多くて、全然地域移行というか、一人の人間として普通に生活を地域の中でできる。そうでなくて、大規模収容施設の中でかなり強い管理を受けながら、それを手厚い保護というのかもしれないけれども、様々な人権侵害の恐れもある状況の中で、かなり一般的な普通の生活とは違う、制約の強い施設の中で生活をしていることによって、障がいを持っている人の人権が本当に守られるのかというところの問題があって、そういう指摘も受けている中で、本当にこの計画目標がいいのかというのは疑問に思っているところです。ただ、現状の中で、今のところこれ以上はいけないということなので、私としては納得がいかない面があるし、そういう点ではこういう方向性でいいのかという疑問は残りますけれども、一応自分としては疑問という意見を述べて終わっておきたいと思えます。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの点につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

今、栗川委員からご説明いただいた内容については、まったくそのとおりで、今後の大きな課題だと認識しております。結局、今入所されている方、入所を待っている方、それを一体として今後どのように考えていかなければいけないのかと思っているんですけれども、正直、私も普段法人の方のお話などをお聞きしていると、そう簡単に一朝一夕にことが進むようなことでもない、大変難しい問題だと思っておりますけれども、それでも国が示した施策、事業ですね、そういったものを活用しながら、関係機関と連携して地域移行の促進ですとか、ひいては今後入所者の削減に結びついていくような施策を継続していきたいと考えております。

(有川会長)

ありがとうございます。栗川委員、何かございますか。今のお話。よろしいですか。はい、ありがとうございます。非常に重要なところで、国連の障害者権利委員会が日本に向けて出した勧告は、今栗川委員から説明があったところで、その点においては、やはり地域移行ですね、言い方がいいのかわかりませんが、脱施設化というところに向かっていくべき方向性というのはこの中でも共有できていると思います。ただ、なかなか具体的に、どれをどう進めていくとそこにたどり着くのかというところで、1つ整理の意味で確認なんですけど、今の事務局からのご説明の中には、強度行動障がい等の障がいのある方たちの地域移行が、なかなかスムーズに進んでいきにくい状況というのがあって、それに対しての今回の計画が、どの部分に対してそれに該当するのかわかりたいんですね。つまり、要は進んでいないけれども、現実には進んでいない状況があるけれども、強度行動障がい等への対応等はこのような形で進めているという、もう一方はあるわけですね。その点について確認させていただいて、要するにそこは一体となって変えていかなければ、地域移行には進んでいかないというところもあるかと思っておりますので、その点だけちょっと確認させていただきたいです。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

まず、現行の計画、具体的には、ちょっと今日皆さんのお手元にはなんですけれども、今検討をしている新潟市障がい福祉計画及び新潟市障がい児福祉計画の上位の計画、6年に一度策定する新潟市障がい者計画。これは、第4次の新潟市障がい者計画、3年前に策定をしているんですけれども、この具体的な施策について定める新潟市障がい者計画の中では、いわゆるその各論の1つの大きな項目として、「地域生活の支援」という項目を掲げており、(4)として「サービス基盤の充実」という項目がございまして、その中の「現状と課題」という部分で、今の入所施設に関する記載がございまして。ちょっと簡単に読み上げますと、入所施設には地域での生活が可能な人については地域生活の移行が求められている一方、施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。また、生活介護などの日中活動系事業所やグループホームの数に地域によって偏りがあることや、強度行動障がいの方などが利用できるグループホーム、ショートステイ事業所が不足していることが課題として挙げております。そこで、施策の方向性

としまして、これまで説明していたようなグループホームの整備充実、また、強度行動障がい者の方などが利用できる事業所の整備を推進するとともに、施設入所待機者の解消に向けた検討を引き続き行いますというふうに、計画としては規定されているところでございます。

(有川会長)

ありがとうございます。要するに、新潟市の障がい者計画で具体的な施策が進められているということですね。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

これがまず大もとの施策の方向性ということで、現在も継続しているものという認識をお願いしたいと思います。

(有川会長)

承知いたしました。それではほかに何か。菊地委員、お願いします。

(菊地委員)

新潟太陽福祉会の菊地と申します。私は障がい福祉事業所の入所施設からの選出ですので課題も含め現状を発言したいと思います。私も栗川委員と有川会長の言われてる国の指針とか、この辺の視点が一番大事かと思います。わたくしどもは強度行動障がいの支援にも多くかかわっておりますので、現状課題も含め、お話しさせていただきます。

当法人の居住系サービスとしての事業展開は、1つ目は障がい者支援施設「太陽の村」が、定員50名でございます。全室個室を完備しております。平成6年の開設です。現在、待機している方が約80名、50名定員のところに80名の方が入所を待機しております。それも事務局からのお話があったように、年々増え続けているというのが現状です。

2点目、グループホームですが、4名定員のところが5カ所、合わせて定員20名になります。中には重度、特に強度行動障がいに特化したグループホームなども展開しております。

それと3点目、これはまだ、開設前で準備中の施設になります。当日配布資料のⅡの、新たな入所施設整備の部分になります。新潟市の公募に採択を受けて、今計画を進めている入所施設になります。

その中で、まず重度者に特化したグループホームの支援の現状をお話しさせていただきたいと思います。専門的人材の配置、支援者の確保にはかなり課題があると思っています。まず1点目としては、入所施設と異なり、スケールメリットが活かせないことです。専門的支援の職員が必置となりますが、いわゆるグループホームでいう世話人と言われている方、この方たちでは対応することができなくて、やはり専門職で経験を積んでいる正規職員の配置を要しています。時間によってはマンツーマン以上の支援というものが必要になってくる時間帯もございます。また、支援職員が孤立化しやすく、ケースの抱え込みが生じ、悩み、休職や離職につながる場合もございます。

つまり、重度者、特に強度行動障がいのグループホームの運営には、こういった意味で

困難さがあり、当法人としても、次の重度者対応グループホームの開設には躊躇せざるを得ないというのが現状であります。ただ行政の皆さんとどうやって重度者のグループホームを広めていくのか、重要な課題と考えております。

あと、当日配布資料の新たな入所施設の展開、ここについても少しご説明させていただきます。やはり栗川委員の言われたように、この新規入所施設の開設に向けての基本的な考え方としては、あくまで国の示す地域移行の視点というのは重要です。まだ、開設前ではありませんけれども、地域移行という視点はとても重要だと考えています。しかしながら、現状では、まず、待機者の解消を考える必要があると思います。親の連絡会などの情報交換会などでは入所施設の必要性を訴えるご意見が多くございます。強度行動障がい支援など、特別な支援を要する方々の在宅での支援は、一定数ではございますが、限界がきているようなご家庭がいくつかございます。まずは、ご本人とご家族の安定的な暮らしの場の確保が必要ではないかと考えております。その一方で、冒頭にお話ししましたように、あくまでも通過型の施設としての役割を担うというようなこと、専門的人材を配置し、施設における一貫した支援を行い、その先の地域移行、地域生活を目指すことが大切な視点だというふうに思っております。

小林課長から報酬改定の話も出ましたけれども、次のポイントとして、地域での暮らしの促進、意思決定支援というお話があったと思いますけれども、この辺も組み込みながら、利用者の支援に当たることが大事なかなと思います。また、報酬改定の中にも強度行動障がい、特に破壊・自傷行為の見られる方の受け入れ体制の整備というようなこともポイントが挙げられております。私たちも苦慮しておりますが、やはり専門的な支援を行える人材の育成、これに尽きるのではないかと考えているところであります。

つまり、これからの障がい者支援施設、いわゆる入所施設については、1点目として安定した生活の場の提供、2点目として地域全体の専門的人材の育成を担う役割。新潟市が取り組んでおります、強度行動障がい支援マネージャーによる相談であったり、アドバイザーの派遣、講師等の研修なども担っていく必要があるのかなと考えております。3点目としまして、緊急時に対応できる地域生活支援拠点を担う入所施設が必要であると考えております。遠回りになるかもしれませんが、これらが国、新潟市が目指す将来的な入所者の削減につながるのではないかと考えています。現状も含めお話をさせていただきました。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。現状についてのお話ですので、この情報も含めて共有していただいた中で、もしご質問、ご意見等ございましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今頂いたお話の、安定した生活の場ですとか、地域の専門的な人材を育成していくですとか、緊急時の対応ができるというところ、ここがやっぱり合わせて進んでいくことによって、先ほどの待機者の方たちが地域に移行していけるようなきっかけをつくっていけるということにもなるのかなと思います。

あとほかにも多分たくさんあって、最近よく言われているのは教育ですね。教育などのところでも、そうした対応を早期からしていくですとか、そういうことによって、やっぱりコミュニケーションの問題が非常にきっかけになるケースが多いので、その点において、

自分の意思を伝えられていくような、そうした教育の必要性なども言われていますので、そうしたことすべてを一体的に進めていく中で、今回議論になっている地域移行について進めていければというふうに、ちょっと感想にもなりますけど、感じたところです。

ほかにいかがでしょうか。特にはございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは意見のほうは出そろったようですので、これにて計画についての検討はすべて終了となります。先ほど、障がい福祉課長からもご発言がありましたが、このあとこの計画について県による意見聴取が行われますので、今後検討が必要なものが生じた場合は、事務局と私に一任していただくという形でもよろしいでしょうか。ありがとうございます。よろしいようであれば、これで議事を終了いたします。

4. その他

(有川会長)

次に、その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長谷川就労支援係長)

では、事務局から1点ご説明をさせていただければと思います。就労支援係の長谷川と申します。本日机上にお配りさせていただいたこのパンフレットのことで、1つ触れさせていただければと思います。毎年4月2日は、国連が定めた世界自閉症啓発デーということで、その4月2日からの1週間、発達障がい啓発週間ということで、発達障がいの理解を進めるといふところの活動が世界的にも行われているところでございます。また今年も、こちらにならしまして、新潟市においてもこの期間、さまざまな啓発活動を行う予定としております。最初に、4月の頭にビッグスワンのブルーライトアップを行う予定としております。また、4月6日、7日に、発達支援センターJOIN（ジョイン）と共同で、発達障がいを取り扱ったドキュメンタリー映画のインターネット配信を予定しております。そのほか、3月の終わりから4月8日までの期間、クロスパルにいがたにて、発達障がいの理解を進めるためのパネル展を例年同様行う予定としております。こういった形で、自閉症をはじめとする発達障がいについて理解を進めていただき、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現に努めていきたいと思っております。皆様からのご理解・ご支援をお願いさせていただければと思ひまして、説明させていただきました。以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかに。よろしいですか。それでは、令和5年度第3回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々からそれぞれのお立場でお気付きのこと、あるいは日常の中でお考えになっていることがありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえた意見、あるいは提案についてお書きいただいて、提出いただけたらと思います。はい、栗川委員。

(栗川委員)

すみません。ちょっと時間があるようなので、1つご質問させていただきたいんですけども、1月1日に能登半島地震があつて、私も新潟市西区の住民なんですけれども、かなりの被害がありまして、視覚障がいの仲間の中では、結構いろいろメーリングリスト等でどうだったかというようなことで、それぞれが避難に非常に困難があつて、ほぼ家族頼みというか、そういう状況の中で、特に津波の警報が出たものですから、海岸近くの人なんかは逃げるのにかなり大変な思いをしたというようなことがあつたり、あるいは福祉避難所ってどこにあるんだろうかとあらためて調べると、西区にはなかったり、さまざまな問題があつて、これどうなっているのかなというのが僕自身もまったくわからず、今回の能登半島地震の障がい者に関する被害状況や、あるいは各区における福祉避難所などの状況などについて、教えていただけるとありがたいなということです。

(有川会長)

ありがとうございます。少し時間がございますので、その点についての情報等頂けますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

栗川委員、ご意見ありがとうございます。障がい福祉課管理係の祝と申します。今頂きましたご意見の中で、特に福祉避難所のことについて、障がい福祉課でも担当しておりますので、現状についてお話しさせていただきたいと思います。福祉避難所については、いわゆる障がいのある方ですとか、高齢の方、あるいは妊婦さんなど、通常の避難所ではなかなか避難生活送るのが難しい、配慮が必要な方について、避難していただく避難所というような位置付けになっておりますが、現状ではこの福祉避難所というのは、いわゆる二次的な避難所で、基本的にはいったんご自宅近くの避難所に避難していただいたあとに、その方の状況に応じて、保健師さんや職員の聞き取り等で福祉避難所の開設が必要な場合に、開設の依頼をしてそちらに移動していただくというのが、現状の流れになっております。

一応、各区に1つずつ福祉避難所を設置しているんですけれども、栗川委員ご指摘のとおり、西区が昨年度末で、市で決めていたデイサービスセンターが廃止になってしまったので、今西区には福祉避難所がない状態になっているんですけれども、一方で、今西区で新しく障がいの施設で建て替えを行っている所があるんですけれども、そちらが建て替えたあとにはぜひ福祉避難所として協力したいというようなご意向を頂いておりますので、今年度中には新しく西区で新たに福祉避難所を設定する予定です。

今お話したのは各区に1つずつということで市からお願いしているものですが、それとは別に、例えば高齢系ですと特別養護老人ホーム、障がい系であれば入所施設などとは、個別に協力福祉避難所として協定を結んでおりまして、今この場で各区ごとの避難所がすぐ出てこないんですけれども、市内全域ですと60から70くらいの施設が、協力の福祉避難所ということで協定を結んでおりますので、災害が起きて福祉避難所を開設しなければいけない場合には、一時的には市がお願いしている、1つずつ設置している福祉避難所にまずお願いすることになるかと思うんですけれども、当然災害の状況によってそこが開けられないという場合ももちろんございますので、その場合には協力福祉避難所にも開設を要請して、避難していただくということになっております。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。栗川委員、何かございますか。

(栗川委員)

把握している被害状況とかはありますでしょうか。障がいのある人に関して。

(有川会長)

被害状況等、何か現状把握しているものでございますか。

(栗川委員)

そうですね。被害状況、障がいのある人にかかわる被害状況等と、あるいはさまざまな今回の経験の中での、市に入ってきた要望等々があれば、教えてもらえればと思います。

(有川会長)

その辺いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

障がい福祉課のほうには、被害も含めて、要望といった具体的なものについては今のところ承知はしておりませんが、今災害の復旧が進んでいるところがございますので、今後区を通してまた要望等が上がってくることもあると思いますので、そこはまた把握していきたいと思っております。

(有川会長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。丸山委員。

(丸山委員)

基幹相談支援センター西の丸山と申します。よろしく願いいたします。私、基幹相談支援センター、対象区が西区・西蒲区になります。私が把握している部分だけですので、抜けているところもかなりあるかと思うんですけども、西区内の就労継続のB型の事業所で、3カ所ぐらい被害に遭われて、事業所が傾いたりというところで、公民館で場所を借りて作業をされているというようなお話をお聞きしたことがありますので、ちょっと今はどうなったかはわからないですけども、やはり被害は出ているというお話がありました。以上です。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかに。田部委員。

(田部委員)

新潟地区手をつなぐ育成会、田部と申します。私の会は、知的障がい者の保護者の会なんですけど、このたびの地震に対して、今480名ほどの会員にアンケートを取っているところです。知的障がいとかでも、ちょっと見かけではわからない方もいらっしゃるの、この人は障があるというのがわからない自閉症の方もたくさんいらっしゃって、避難所に避難するのが結構大変だったと聞いております。

それで提案なんですけど、このヘルプカードというのが全国、皆さんご存じの方が多いと思うんですけど、こういうのをやっぱりかばんにつけるとか、持っていらしゃると、避難所にいても、ちょっとこの人は気をつけてあげたいなというふうに思ってもらえるんじゃないかと思っております。できれば市のほうでも、今日私は初めてもらいに行ったんですけど、区役所の障がい福祉課で、あればすぐ頂けるということだったので、簡単なアンケートですぐ頂けたので、皆様こういうものを活用して、会員の方に持ってもらったりとか

するといいいんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

(有川会長)

ありがとうございます。私もちょっと今回の地震のこともありまして、いろいろ調べてみたんですけど、個別避難計画を作成していくことを進めていく、これは必ずというわけではなくて、必要度に応じてというところで、少し説明されているところがあるので、もしかしたらこういった個別避難計画の作成というところを今後具体的に、どういうふうに進めていくとか、そういったことも少し考えていく必要があるのかなというのは少し考えました。先ほどの話ではないですけども、置かれた状況によってどのように避難していくかということが、やはり皆さん戸惑われるかなと思いますので、そうしたものの、先ほどのヘルプカードもそうなんですけど、個別避難計画を持っていれば、そこでどのようなニーズがあるのかということがわかって、そこがひとつ福祉避難所を開設するところの話につながるようなことも少し整理されておりましたので、その辺りのところも少し情報を共有させていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。石井委員。

(石井委員)

今、地震の話が出まして、会員が約 133 人いるんですけども、今回は地震があつて、その夕方、北海道、関西、兵庫、あちこちから電話が来ました。隣の石川大変じゃないか、新潟は大丈夫かということで電話が来たんですけど、調べた結果、西区ではちょっと液状化で大変なことになって、人的被害はあまりなかったようです。ただ、西区の人で、津波が来るとということで避難しようと思ったんだけど、本人が動けない状態で、1人暮らしで。仮に津波が来たらもう死のうと。逃げるのができないと。もう覚悟決めていたというように聞いていました。たまたま今回は来なかったからよかったですけど。これから佐渡沖に大きな地震があるということが想像できるわけで、その場合は短い時間で押し寄せてくると言われていますので、これからのことを計画立てていかなければ駄目だなと思っています。

特にパーキンソン病というのは特殊な病気で、まだまだ本当に知れ渡っていません。例えばこういう避難所に行った場合、いろんな人たちが一緒に生活しますが、私たちの場合は自分に合った薬に出会っているから、私も今、今日車いす乗っていませんけれども、もうじき切れそうですけど、切れるとまったく動きません。今度は全面介助が必要になってくる。その状態によって逃げるとか逃げないかが決まるんですけど、その薬が合うか合わないかによって決まるんですけど、だからその避難があつたときに薬がないと、われわれも動くことができないというか、もう何もできないわけです。例えば救急車である病院に運ばれて、自分の主治医がいるところの病院に運ばれば OK なんですけど、たまたま救急車ですからどこに運ばれるかわからない。全然知らない病院に行って、この人パーキンソン病かということで、ただパーキンソン病の薬を出されたとしても、その人に合った薬じゃないと合わないんですね。本当にこの病気というのはやっかいな病気で、自分に合った薬を、私たち患者同士で、必ず自分のお薬手帳を持って歩きなさいよと、自分に合った薬を出してもらおうように何らかの感じで言わないと、自分を苦しめることになってしまいますよと言いま

た。今日は各区の保健所の方がいらっしゃいますので、パーキンソン病の患者を1つの枠にくくらないで、1人1人みんな個々に違うんだということを知ってもらって、本当に薬にめぐり会えば、生かせることができますので。薬にめぐり会わないと、本当に動くこともできなくて、目の前の1メートル先の携帯電話も取れなくて、この間もある友人が1人で亡くなっていました。家族の方が家から帰ってきたら亡くなっていたんですけど、ちょうど薬を飲めない状態だったんですよね。薬が飲めないまま1日過ごしたのかなと思って。そんなことを考えると、薬というのは本当に私たちの命を変えられる、救うことができる薬だし、薬が飲めないと本当に動かない。パーキンソン症の患者に関して、そういうようなことを把握して、災害が起きた場合、そういうことを把握しながら、ちょっと頭の隅に置いておいてもらえればと思います。

いずれにしましても、これから大きな災害が来るということを考えると、自分で、私は三条なんですけど、私三条も登録してまして、普段はこうやって動けますけど、1人で昼間いるときに、オフの状態で切れてるときに地震が起きた場合、自分で逃げ出すことができないから、そのときは自治会の民生委員さんとか、自治会長の役員さんとかが駆けつけてくれるようになってます。そんな体制なんかも、いろんな意味で、パーキンソン病にもいろんな人がいますけど、その人に合った災害時の対応をぜひ見てもらいたいなということで、130人の代表として一言言わせてもらいました。どうもありがとうございました。

(有川会長)

ありがとうございます。はい、高橋委員。

(高橋委員)

にいがた・オーティズムの高橋といいます。よろしく願いいたします。私の子どもは自閉症で、知的障がいもあって、重度で、パニックも起こすし、行動障がいもある、今年30歳になる男性です。地震があったときに、地域の、学区は違う学校だった、卒業した学校がそうだったので、知らない学校に行っても避難なんかうまくできないから、彼が卒業した小学校に避難したんですけど、避難所がまず開いてなかった。開いてなかったの、そこで待てることもできないので、駐車場の所で主人と3人で車の中で待っていました。誰かが来てドアを開けてくれようとしたので、障がいがあって、大勢のとこだと混乱を起こすのでという話をしたら、4階の所に一般の人たちがいるので、3階だったらまだ誰もいないからそこをお使いくださいと丁寧に教えてもらいました。まずそのことがあったということを1つお話ししておきたいのと、随分昔のことなんですけど、新潟市のほうから何か要請があったか何かで、要支援者名簿っていうのが昔あって、そこに息子の状態と、親の住所とか名前とか携帯の番号とかを書いて、町内の方が管理をして、何かがあったときに開けるとなっていたと思うんですけど、今そういう名簿というのは現状あるのかどうかは私は知らないの、もしご存知でしたら教えていただけますか、

(有川会長)

お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

管理係の祝です。今高橋委員からおっしゃった、避難行動要支援者名簿というのは、確かに今現在もあります。毎年2回、更新作業もやっております、ただ名簿自体は、ご本人様が、平時のときから地域の方々に自分の個人情報を開示していいよと言った方を名簿にして、地域の自治会ですとか民生委員の方々にお渡しをしております。運用の仕方としては、避難所の開設などとはまた別の話になってくるので、あくまでその名簿を持った地域の支援者の方々が、自分の地域にはこういう人たちがいるんだということが把握できますので、何かあったときには、共助というところの中で、もちろん必ず助けに行けるという制度ではないので、そこはご理解いただいた中でということになりますけれども、地域の中でその方を避難所までどういう形でつなげていくか、先ほど有川会長からもお話があった、個別の避難計画というところにもまたつながってくると思うんですけれども、そういったところの中で、名簿というのは今現在も運用もされておりますし、更新もされているというような形でご理解いただければと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。かなり時間があるので、いろいろなご意見、お話を伺えて、非常に貴重な時間だなと思っております。こういった情報交換を今後していけるような場所は何かあるんですか。あらためてここで、かなり閉じている中なので、もしかしたらこういう、もっといろんな声を聞いて、それをいろんな避難の今後の計画にも反映させていくようなことにつなげていければというふうに感じた次第です。また何かそのあたり情報がありましたら、教えていただければというふうに思っております。

それでは、先ほども少しお伝えしましたけれども、何かまたご意見等ございましたら、「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、そちらのほうにお書きいただいて、ご提出いただければと思っております。皆様にはお忙しいところ、長時間にわたる会議にご出席いただきまして大変ありがとうございました。ではマイクを事務局にお返ししたいと思います。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり議事進行いただき、ありがとうございました。また委員の皆様も、活発なご発言をいただきありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしておりますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和5年度第3回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。